議案第７７号

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和５８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（受給資格の確認） 第８条　受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証の提示又は規則で定める方法により重度心身障がい者医療費の受給者であることの確認を受けなければならない。	（受給者証の提示） 第８条　受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。

附　則

この条例は、令和９年２月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子